

生駒市条例第 8 号

生駒市まちをきれいにする条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

生駒市長 山下 真

生駒市まちをきれいにする条例の一部を改正する条例

生駒市まちをきれいにする条例（平成 22 年 9 月生駒市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条を第 21 条とし、第 19 条の次に次の 1 条を加える。

（命令及び公表）

第 20 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて当該勧告に従うべきことを命ずることができる。ただし、第 8 条、第 9 条、第 11 条第 1 項又は第 13 条の規定に違反している者に対する場合にあつては、期限を定めることを要しない。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その者に意見を述べる機会を与えた上で、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わなかった者の住所及び氏名（法人等にあつては、主たる事務所所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 命令の内容及び違反の事実

(3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となる者の権利利益に十分に配慮しなければならない。

本則に次の 1 条を加える。

(過料)

第 2 2 条 第 8 条又は第 9 条の規定に違反し、かつ、第 2 0 条第 1 項の規定による命令に従わなかった者は、2 万円の過料に処する。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。